

令和6年度「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産地域等における森林生態系保護地域モニタリング調査等委託業務仕様書
(一般競争入札：総合評価落札方式)

1 業務の目的

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の顕著で普遍的価値を将来にわたって維持していくため、遺産地域の森林生態系、動植物の生息・生育環境等の現状を的確に把握し、科学的データに基づいた順応的管理を進めていく必要がある。

このことから、本業務では、継続的に実施されたモニタリング調査を行い、遺産地域の保全状況を適切に把握し、学識経験者等の意見を聴きながら効果的な遺産地域の保護・管理に資するものとする。

2 業務の内容

(1) 西表島森林生態系保護地域モニタリング調査の実施

当業務内容については、以下3(2)に示すものとし、対象地においてモニタリング調査を行い、過去及び今回の調査結果を基に現状の分析を行い評価する。記載のない事項については、九州森林管理局長が任命する本業務の監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。また、調査等を実施するに当たっては、方法、手順、分析、取りまとめ等について、有識者等からの助言・指導を受け実施するものとする。

(2) 科学委員会及び地域連絡会等（以下「科学委員会等」という。）への報告

受託者は、遺産地域において設置されている科学委員会等に調査結果を報告する際の各種資料の作成を行い、実施に必要な措置及び今後の保護・管理等、科学的知見に基づく助言を得る。また、必要に応じて、科学委員会等への出席を行う。

3 業務の実施方法

(1) 業務実施計画の作成

受託者は、業務の実施に当たって、業務実施計画書及び工程表を契約締結後10日以内に提出する。

業務実施計画書については、本業務に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案し、実施体制及び人員配置並びに現地調査結果の分析手法を記載する。

また、工程表については、調査時期を記載すること。なお、調査期間内に効率的かつ正確に調査することが可能な実施体制及び安全管理体制の確保に努めること。

(2) 西表島森林生態系保護地域モニタリング調査（南部地域）

遺産地域における利用者の増加等による森林生態系への影響も懸念されることから、貴重な森林生態系を将来にわたって保存するために、保護林の状況を的確に把握し現状に応じた適切な保全・管理等を行うことを目的として行うものである。

当該森林生態系保護地域の調査は、調査プロットが多いこと等から、北東部地域（令和4年度実施）及び南部地域に分割し調査を行うこととしている。今回の調査は、南部地域の森林調査や動物調査等を行い、調査結果を取りまとめる。また、今回と過去2回（平成23、28年度）とを比較・分析し予測を行い評価する。

ア 調査の実施

「保護林モニタリング調査マニュアル（平成29年3月版）」（以下「マニュアル」という。）に準拠した調査を実施することとし、調査項目については（別紙1）に示す調査計画に定められた項目について調査する。また、以下に留意すること。

- （ア）鳥獣害に関する概況調査の実施に当たっては、調査プロットのみではなく、そこに至るルート途上における概況把握（植生の衰退・消失、希少種等への影響など）についても行う。また、調査項目・方法等を企画提案し、採用後には当該内容に応じて調査を行うこと。
- （イ）動物調査（哺乳類）の実施に当たっては、現地の状況等に応じた調査項目、方法等を企画提案し、自動撮影カメラ等による撮影を行う場合は、調査対象保護地域全体での生息状況が分かる場所等を選定するとともに、その項目・方法等については企画提案し、採用された際にはその内容に応じて調査を行うこと。
- （ウ）森林詳細調査等を実施する際や現地確認時において、憂慮すべき被害や外来種の状況等を確認した場合は、その情報を取りまとめて速やかに監督職員等へ報告すること。
- （エ）当森林生態系保護地域におけるこれまでの調査箇所及びプロット数等については、（別紙2）に示すとおりである。
- （オ）災害等により、森林詳細調査等の継続的な実施が不可能または変更が不可欠と見込まれる場合には、監督職員と協議して必要に応じて新たな調査プロットを設定するなど検討するものとする。
- （カ）具体的な調査手法や取りまとめについては、マニュアルに準拠するとともに企画提案し採用された内容に応じて行うが、契約締結後に調査項目及び調査手法や分析などを変更しなければならない事情が生じた場合には、事前に監督職員と協議すること。
- （キ）提案する項目等については、採点者等が理解・判断できるよう明確に記載すること。

イ 過去の調査結果と本調査結果との比較・分析

過去2回の調査結果及び本調査結果を基に以下の項目に注意し分析を行う。

前回調査プロットと今回調査プロットの区域に変更（方形プロットから円形プロット）があることから、現地状況等を勘案し円形プロットへ再設定を行い、前回調査との比較等を行うこと。また、その手法については提案すること。

- （ア）立木調査、植生調査により、高木層・低木層・草本層の植被率の経年変化及び出現種からの経年変化等を分析する。

- (イ) 過去の調査及びデータの信頼性等を高めるために必要とされる場合は、調査区域を拡大し調査を行う。
- (ウ) 絶滅危惧種等の希少種が消失した場合や再確認された種についても整理する。
- (エ) その他、監督職員が指示する項目

ウ 当該森林生態系保護地域の評価及び必要な措置の検討

上記ア～イを基に対象保護地域の現状に関する健全性や予測等の分析・評価を行う。これらを踏まえ適切な保全・管理及び生息環境の変化について対策の必要性について検討を行う。

モニタリングの結果及び評価については、マニュアルに準拠するとともに提案された内容に応じて行う。また、当地域の世界遺産モニタリング指標一覧及び包括的管理計画書記載事項に基づいて行うこととする。（「生息・生育環境の保全状況－主要生息環境の変動（1－（2）－（10）」、モニタリング指標に関する評価基準等）

(3) その他

本業務の実施に当たっては、監督職員等の指示に従うものとする。また、受託者は、毎月の業務進捗状況について監督職員に報告するものとする。

4 貸与する資料等

本業務の実施に際し、下記資料を必要に応じ貸与するので業務終了後に返還すること。なお、電子媒体によって貸与したものについては、本業務終了後、パソコン等の記憶媒体から全て削除すること。

- (1) 平成23年、28年度西表島森林生態系保護地域モニタリング調査報告書等
- (2) 宮古八重山森林計画区森林位置図、施業実施計画図、基本図
- (3) その他必要と認められるもの

5 業務実施期間

業務実施期間は、契約締結の翌日から令和7年3月17日

6 成果品等の提出

(1) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年3月17日

イ 提出先 九州森林管理局 計画保全部 計画課

ウ 成果品

(ア) 西表島森林生態系保護地域モニタリング調査報告書（冊子体）15部（A4版）公表を前提とした資料として取りまとめること。また、同報告書に係る資料編（冊子体）15部（A4判）

(イ) 現地調査にて撮影した森林生態系保護地域内の状況等を示す画像データ

(ウ) 報告書及び資料編及び科学委員会概要録(2-(2))を保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)3枚

(エ) 業務日誌

(2) 成果品作成に係る留意事項

- ア 成果品に絶滅危惧種等の希少種が生息する詳細な位置情報を標記する必要がある場合には、事前に監督職員と協議すること。
- イ 製本は無線綴じとすること。
- ウ 調査の実施及び成果品等の作成に当たっては、令和3年2月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。
- エ 報告書等に使用する用紙については、間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。また、「国民が支える森林づくり運動」推進協議会が定める間伐促進のための山元への還元等の取組が行われていること。

(3) 電子データの使用

- ア Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - (ア) 文書：Microsoft社Word2016以下
 - (イ) 表計算：Microsoft社Excel2016以下
 - (ウ) 画像：位置情報を付加したJPEG型式とする。
- ウ 成果品について、PDF型式も作成し、併せて提出すること。
- エ 以上の成果品の格納媒体のディスクについては、業務名等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。
- オ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講じること。

7 著作権等の扱い

- (1) 成果品関する著作権は、著作隣接法、商標権、商品化権、意匠権又は所有権(以下「著作権等」という。)は、九州森林管理局に帰属するものとする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利する著作物等(以下「既存著作物等」という。)は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続きを行うものとする。また、モニタリング調査に必要な調査器具等の物品についても購入すること。
- (2) 受託者は、(別添)「委託業務における人件費の算定等の適正化について」に基づき、業務委託に係る人件費を算出すること。加えて、委託業務計画書及び委託業務実績報告書の提出の際は、別表として人件費明細書を作成し、併せて提出すること。また、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。
- (3) 受託者は、仕様書により難い事由及び疑義が生じたとき又は記載のない事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。なお、仕様書により難い事由とは、現地調査等における天候不順、災害等に発生により仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。
- (4) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータ及び成果品等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。

(別紙1) 森林生態系保護地域モニタリング調査(南部地区)計画概要一覧

(別紙2) 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等

◎令和6年度 西表島森林生態系保護地域モニタリング調査(南部地区)計画概要一覧

基準	指標	モニタリング調査項目	必須/ 選択	調査手法の区分		調査項目
気候帯又は森林帯を代表する 原生的な天然林を主体とした 森林が維持されている	原生的な天然林等の構成状況	森林タイプの分布等状況調査	必須	資料調査	A	●
		樹種分布状況調査	選択	リモートセンシング*	B	
		樹種の生育状況調査	必須	資料調査	C	●
				森林概況調査	D	
				森林詳細調査	E	●
森林生態系からなる自然環境 の維持、野生生物の保護、遺 伝資源の保護が図られている	野生生物の生育・生息状況	下層植生の生育状況調査	必須	資料調査	F	●
				森林概況調査	D	
				森林詳細調査	G	●
	野生動物の生息状況調査	選択	資料調査	動物調査	I-1 (哺乳類)	●
					I-2 (鳥類)	
					I-3 (その他)	
	森林の被害状況	山火事・山腹崩壊・地すべり・噴 火等の災害発生状況調査	選択	資料調査	J	
				リモートセンシング*	K	
		病虫害・鳥獣害・気象害の発生状 況調査	選択	資料調査	L	
	森林概況調査			D	●	
森林詳細調査	M	●				
森林施業・管理技術の発展、 学術の研究等に利用されてい る	学術研究での利用状況	論文等の発表状況調査	必須	資料調査	N	●
適切な管理体制が整備されて いる	保護林における事業・取組実 績、巡視状況等	外来種駆除、民国連携の生物多様 性保全に向けた事業・取組実績、 巡視の実施状況調査	必須	聞き取り調査	O	●

令和6年度 森林生態系保護地域モニタリング調査箇所位置図等

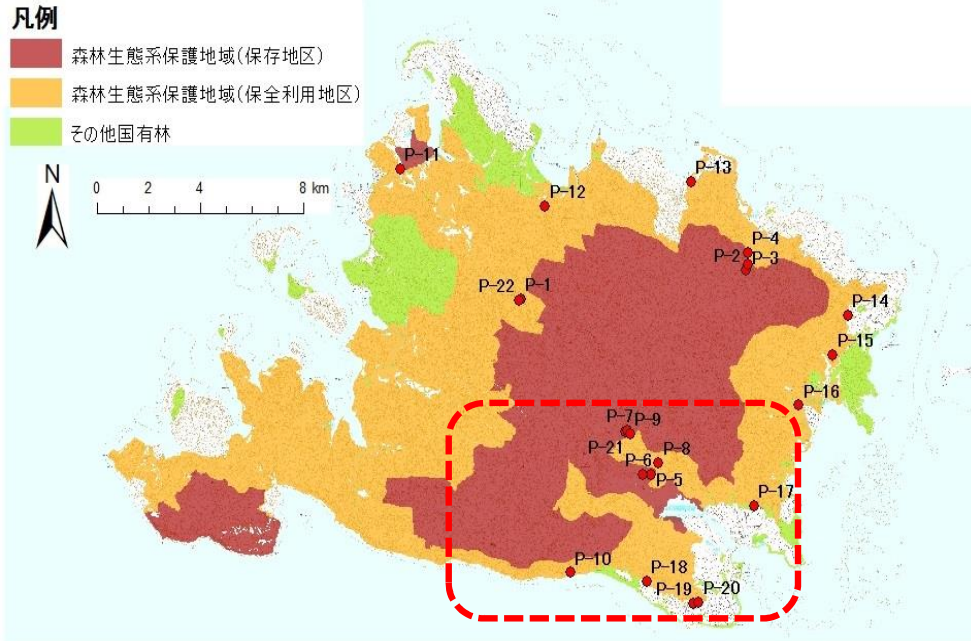
(別紙2)

保護林名称	森林管理署名	面積 (ha)	森林調査 (既設プロット数)	これまでの 調査年度	本業務 における 森林調査 プロット数	備考
西表島森林生態系保護地域	沖縄	22,366.63	22	H23・H28	11	南部地区

本業務の調査数及びポイント (南部地区)

調査点数	プロット NO.	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
1	5 (184ろ)	24	18	9.5	123	51	3.2
2	6 (184ろ)	24	18	3.8	123	51	5.5
3	7 (184は1)	24	18	35.1	123	50	24.4
4	8 (184は)	24	18	14.8	123	51	10.5
5	9 (184は2)	24	18	55.6	123	50	37.0
6	10 (171い)	24	16	20.3	123	49	21.4
7	17 (187ぬ)	24	17	35.1	123	53	12.4
8	18 (172と)	24	16	10.1	123	50	57.5
9	19 (172と1)	24	15	45.8	123	51	56.4
10	20 (172と1)	24	15	47.7	123	52	2.6
11	21 (184は1)	24	18	58.3	123	50	31.1

※1：プロットNO欄の数字は、前回調査時の数字



図：西表島森林生態系保護地域における保護林モニタリング調査実施プロット位置